

閲覧用

国立市 子ども基本条例 素案

概要及び解説

令和6年7月

国立市子ども家庭部児童青少年課

制定の背景と本素案について

■ 国立市では、国立市子ども総合計画において、子どもの権利に関する検討を提示してきたなか、第 3 次計画策定時点で、条例の制定に先行して「子ども参画」を推進することとし、施策の展開を続けてきました。その間、平成 29 年に国立市総合オンブズマン条例が制定され、権利侵害の相談・救済の仕組みが整う一方、近年、国立市においても児童虐待や不登校児童数の増加や子どもの貧困問題、更にはヤングケアラーや性別に関わる差別など、子どもを取り巻く課題が複雑多様化しています。そのなかで、子どもという立場だけで声をあげられず子どもの権利が守られていない事例、ともすれば子どもの将来の生き方の選択を狭めてしまうような大人主体の風潮も根強く存在しています。

■ こうした子どもを取り巻く社会課題を解決するため、あらゆる子ども施策を講じていますが、本質的な課題解決（子どもが本当に望むもの）を実現するためには、まず、大人は、いまを生きるひとりの人間としての子どもと相互的な人間関係に立つ必要があります。そして、子どもの権利条約の一般原則を踏まえ、大人が子どもの思い、考え、意見を受け止め、これを尊重して、子どもにとって何が一番良いかを考えて、誰一人取り残すことがないよう子ども施策を進めることが肝要です。

■ 本条例は、社会全体で 子ども一人ひとりがかけがいのない存在であること認識し、また、子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止めながら子どもの権利を守り、子どもを支えていくため、ここで社会共通の規範をもち、市が 子ども施策を着実に実行するために条例を制定するものです。

■ 令和 4 年に、「国立市子ども基本条例 骨子案・素案」を作成し、パブリックコメントを実施いたしました。その後、パブリックコメントや市議会からのご意見を踏まえながら、市内の小中高校の児童・生徒、放課後等デイサービスへ通う児童等、多様な子どもたちへのヒアリング、市内の公立小中学校の教職員との意見交換等に取り組み、条例内容について継続して検討をしてきました。

■ ここで、これまでの取組みを整理し、改めて「国立市子ども基本条例 素案」としてまとめましたので、皆さまのご意見を賜りたく、パブリックコメントを実施いたします。

■ この条例の制定と子ども施策の推進をもって、すべての子どもが幸せに成長・発達することができるやさしいまちづくりの実現を目指します。

国立市子ども基本条例の特徴

<プロセスの特徴>

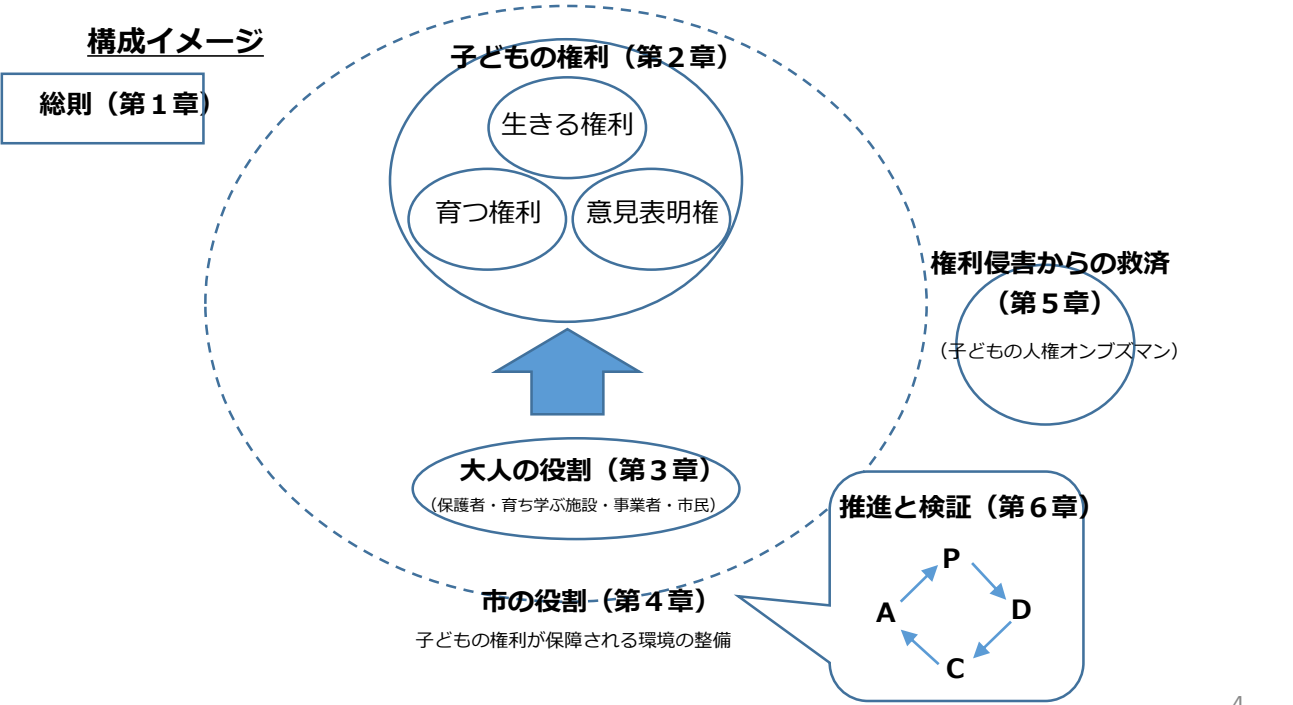
- ・子どもの主体的な権利が保障されているか、子ども自身の声を対面により聴き取る
- ・教育部・学校の協力を受け、市内の公立小中学校の教職員に対し、条例についての周知・説明及び意見交換を行う
- ・有識者等で編成した会議体を中心となって作成するのではなく、事務局が中心となって検討を進める
- ・専門的見地については、他の自治体での条例制定に関った有識者にアドバイスを依頼していることに加え、より多角的な視点で子どもの権利を捉え、もって子どもの権利が適切に保障されるよう、子どもの権利についての知識を有する弁護士2人、市オmbズマンの意見を伺う

<条文の特徴>

- ・子どもが権利の主体であること、そのために子どもの意見表明権の保障を重要視した条文をつくること
- ・大人に子どもの主体的な権利を尊重する役割があること、また、市において子どもの主体的な権利が尊重されるための環境を整備する役割があることについて明文化すること
- ・子どもの権利の保障と、国立市の推進している「幼児教育推進事業」とを関連付けること

国立市子ども基本条例の構成

- 第1章 総則（条例の目的、基本理念等について規定）
- 第2章 子どもの権利（子どもの権利の性質・内容について規定）
- 第3章 子どもの権利の保障（子どもの権利を保障するための大人の役割について規定）
- 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（子どもの権利を保障するための市の役割について規定）
- 第5章 権利侵害の相談・救済（子どもの権利が侵害されたときに救済する仕組みとしてのオmbズマン等について規定）
- 第6章 子どもに関する施策の推進と検証（子どもの権利を保障する施策の推進のための計画策定について規定）



これまでの経過

令和2 年 から	児童青少年課職員を中心に議論開始（課内会議実施回数 67 回） 子どもたちへのヒアリングを開始 その他、子どもたちを集めて意見を聴く場として「子どもサミット」を実施（計 5 回）
令和3 年	子どもの権利に関するシンポジウムを開催
令和4 年	骨子案・素案を作成、令和4 年国立市議会第 4 回定例会福祉保険委員会において報告するとともに、パブリックコメントを実施（パブリックコメント意見数 98 件）
令和5 年	子どもたちへの直接のヒアリ ングを約 500 人に対し実施 ■内訳 小学生 326 人 中学生 83 人 高校生 99 人 外国籍の児童 7 人 しょうがいを持つ児童 12人 「権利のたね」カードを用いた、記述型での意見募集を実施 ■内訳 子ども 160 件 大人 14 件 市長と語るタウンミーティングを2回開催（参加者数 1 回目：13 人、2 回目（教育部主催）：10 人 国立市立小中学校全校を巡回、教職員への説明・意見交換を実施

概要及び解説

以降に記載の内容は、令和6年7月時点のものとなります。

条項のタイトル、条例内容等について、ご意見があれば、別紙に記載いただき、意見箱に投函いただきますようお願いいたします。

なお、前文につきましては、現在検討中となりますので、
こちらには未掲載となります。

第1章 総則

条例の目的、基本理念等について規定

目的（第1条関連）

この条例は、児童の権利に関する条約の精神に則り、国立市に関わる全ての子どもの権利を保障し、社会全体で子どもを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現することを目的とすること。

解説

この条例は、全ての子どもの権利を保障することにより、全ての子どもが幸せで、子どもにとってやさしいまちづくりを実現するために制定するものです。

■仕組み … 子どもの権利が保障されるために必要な構造ある「大人と子どもの相互的な人間関係」、「相互的な人間関係を築くことができるための制度や環境の整備」に係る規定が明文化されていること、また子どもの意見を聴く場の整備、権利侵害からの救済、施策の推進を条例に示すことを意味します。

■自分らしく … 自分の個性や特性、気持ちや考えに素直に、正直に、ということの意味します。

■幸せに生き、育つ … 現時点において幸せに過ごす事ができる、また、将来の幸せに向かって日々を過ごすことができる、ということの意味します。

定義（第2条関連）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

子ども 市内に在住、在学又は在勤等する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を有する者

保護者 子どもの親権者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他親権者に代わり子どもを監護・養育する者

育ち学ぶ施設 市内に所在する、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する学校、社会教育法（昭和26年6月10日法律第207号）に規定する社会教育施設その他子どもが育ち又は学びを目的として通学・通所・入所又は利用する施設

事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体

市民 市内に在住、在学又は在勤する者

解説

「子ども」「保護者」「育ち学ぶ施設」「事業者」「市民」について定義しています。

・子ども…「児童の権利に関する条約」及び「児童福祉法」等の法令に規定されている定義を基としています。「こども基本法」の「こども」は、若者施策までを含めた施策の対象として、年齢制限のない定義がされており、「子どもの権利」の対象とは区別すべきと考えています。

また、「その他これらの者と等しく権利を有することが適当である者」については、18歳に達した高校3年生、また、施設入所中に18歳となり、引き続き施設での支援が必要な方等を想定しています。

・保護者…「その他親権者に代わり子どもを監護・養育する者」としては、児童養護施設における職員等を想定しています。

・育ち学ぶ施設…「その他子どもが育ち又は学びを目的として通学・通所・入所又は利用する施設」としては、学習塾や地域における子どもの居場所等を想定しています。

基本理念（第3条関連）

子どもの権利の保障は、次に掲げることを基本理念として進めるものとする
こと。

- ・子どもを権利の主体として尊重すること。
- ・子どもがいかなる差別を受けることがないようにすること。
- ・子どもにとって最もよい事とは何かを第一に考えること。
- ・子どもの命が守られ、愛され保護され、心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- ・子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長や発達、個性を踏まえて尊重すること。

解説

ここでは、「児童の権利に関する条約」の4つの基本原則の尊重し、条例の基本理念に位置付けています。

また「児童の権利に関する条約」は、子どもとは大人と同じ一人の人として権利を有する、いわば「権利の主体」とあるという考え方を示しており、市はこの考え方に則っています。

市等の役割（第4条関連）

市は、子どもの権利が保障されるまちとなるよう、関係機関等と連携し、必要な取組みの推進に努めるものとする。

保護者は、自身が子どもの成長及び発達において大切な存在であることを受け止め、子どもが心身共に健やかに育つよう監護・養育に努めるものとする。

育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、その活動において子どもの権利を保障するものとする。

市民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するとともに、市や関係機関等の行う子どもの権利保障の取組に協力するよう努めるものとする。

解説

ここでは、子どもの権利が保障されるまちを目指すため、市・大人の役割について記載しています。

具体的な内容については、第3章及び第4章に規定しておりますが、本条項はその概要を記し、子どもの権利を保障する立場となる、大人や市の役割について規定しております。

保護者に関する規定について、児童の権利に関する条約（第5条、第18条、第27条）では「保護者には子どもに対する第一義的責任を有する立場である」ことが規定されています。市としては、「第一義的責任」という言葉の重圧により、保護者への重責過多に陥らないよう、子どもや家庭を社会全体で支えることの大切さを考え、上記のような役割と規定しました。

第2章 子どもの権利

子どもの権利の性質・内容について規定

子どもの権利（第5条関連）

子どもは、児童の権利に関する条約の精神に則り、この章に定める権利をはじめとした子どもの権利が保障されること。

子どもは、自身の権利が保障されるにあたっては、ひとりの人間として生き、育つために尊重されるとともに、成長や発達・個性を踏まえて配慮がされること。

解説

ここでは、子どもの権利に関する性質について規定しています。

子どもの権利は、全ての子どもが持つ人権です。生まれながらに等しく有し、誰かに奪うことのできるものではありません。

ですが、子どもは、自身の力で子どもの権利を行使することができません（乳児が自分の力で食事をすることができないことや、18歳未満の子どもに選挙権がないこと等に代表されます）。ゆえに、子どもの権利とは、これを保障する大人の存在があって実現するものとなります。

大人は、本章に示す子どもの権利について理解を持ち、子どもを一人の人として尊重し、個々の子どもの権利に向き合い、尊重し、最もよいことを考えて対応することが求められます。

「最もよいことを考えて対応する」ことは、必ずしも子どもの求めるとおりにかなえるものとは限りません。そうであっても、大人は子どもの意見を尊重し、対話をするのが、子どもの主体的な権利を保障する上で大切なことです。

全ての子どもの権利が保障されるためには、子どもを含む全ての人が、尊い権利を有しているということを認識し、尊重し合うことが大切となります。

安心して生きる権利（第6条関連）

子どもは、安心して生きる権利として、次のようなことが保障されること。

- ・自らの命を大切に思い、そのかけがえのない命が守られること
- ・愛情をもって大切に育てられること
- ・健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のため適切な医療を受けること
- ・あらゆる差別を受けることがないこと
- ・虐待、体罰、いじめ等心身に対するあらゆる暴力・不当な取扱い等（以下、「不当な取扱い」）から守られること
- ・いつでも安心して相談でき、助けを求めることができること
- ・安定した生活を送る上で、また、自身が成長・発達する上で必要となる社会保障を受けること
- ・プライバシーや誇りが守られること

解説

ここでは、安心して生きる権利として、子どもの命に関わる「生命・生存の権利」「守られる権利」を基本として規定しています。

子どもが安心して生きるためには、衣食住が与えられるということは当然に、親からの愛着形成（アタッチメント）を得られることや、暴力から守られること、不安を相談することができることや、自分自身の誇りが守られることなど、身体、精神共に大切にされることが必要です。

その意味で、特に子どもにとって最も身近な環境である家庭において、子どもの生きる権利が守られることが重要です。

ただ、保護者だけが生きる権利を支える存在ということではなく、育ち学ぶ施設や地域、そして市において、保護者を支援することもまた重要となります。

不当な取扱い…虐待、体罰、いじめのほか、差別的行為や過度なケンカなどにより、身体が傷つけられること、心が傷つけられることを示しています。

自分らしく心豊かに育つ権利（第7条関連）

子どもは、自分らしく心豊かに育つ権利として、次のようなことが保障されること。

- ・自由に気持ちや考えを持つこと
- ・自由に気持ちや考えを表現すること
- ・自分らしさが認められ、尊重されること
- ・仲間を作り、様々な人々と触れ合うこと
- ・あたたかい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること
- ・自分の成長や発達、個性に合わせて学ぶこと
- ・自然、芸術、文化、スポーツなどに親しむこと
- ・心身にとって必要な休息をとり、自由に遊び、また、安心して過ごすことのできる時間と場所をもつこと

解説

ここでは、自分らしく心豊かに育つ権利を規定しています。

自分らしく育つとは、自分を肯定し、自分が肯定されることです。そのためには、自分の考えや自分のための時間を持つことが大切です。遊ぶこと、時には休むことが心身ともに成長するために欠かせません。

意見を表明する権利

意見が尊重される権利

参加する権利（第8条関連）

子どもは、意見を表明する権利・尊重される権利・参加する権利として、次のようなことが保障されること。

- ・自分の考えや気持ちについて表明すること
- ・自分の表明した考えや気持ちを聞いてもらい、成長や発達、個性を踏まえて尊重されること
- ・自身の関わる環境における意思決定の場や政策決定の場に参加すること
- ・自身に関する情報、また自身の成長に役立つ情報を大人または社会に求め、集めること

解説

ここでは、意見を表明する権利、意見が尊重される権利、参加する権利を規定しています。

子どもの主体的な権利を保障する上で、子どもが思っていること・考えていることを表明する権利、その表明したことが尊重される権利は、極めて重要なものとなります。

子どもの権利が保障されるためには、

- ・子どもと大人の相互的な人間関係
- ・相互的な人間関係を築くことができる制度・環境の整備

この両方が構築されていることが求められます。

主体的な権利を保障するための仕組みとして、大人の役割（「相互的な人間関係」の構築）について規定する第3章に、市の役割（「制度や環境の整備」の構築）について第4章に規定しています。

「自身に関する情報」とは、例えば、保護者が離婚する場合において、子どもの親権が子どもの意思によらずに決められること等があげられます。

そうした場面において、子どもが自分のこれからに関する情報等を適切に提供を受けることは、自分の今後に関する意見を持つために極めて大切なことと考えます。

第3章 子どもの権利の保障

子どもの権利を保障するための大人の役割について規定

家庭における権利の保障（第9条関連）

保護者は、子どもを心身共に健やかに監護・養育するにあたり、子どもの成長や発達、個性を踏まえて、寄り添い、子どもの考えや気持ちに耳を傾け、真剣に受け止めながら、子どもにとって最もよいことを第一に考えるものとする。

保護者は、前項に基づいて子どもを監護・養育するにあたり、市や関係機関等に対し必要な協力を求めることができる。

解説

ここでは、家庭における子どもの権利の保障について規定しています。

多くの保護者がすでに子どもに向き合っていることと思われる一方で、保護者の様々な状況により、子どもに向き合えない方もいると考えます。そのようなときに保護者は、市や関係機関に対し、必要な支援を求めることができます。

育ち学ぶ施設における権利の保障（第10条関連）

育ち学ぶ施設の関係者は、その活動において関わる全ての子どもの育ちと学びを支えるにあたり、子どもの考えや気持ちに耳を傾け、真剣に受け止め、子どもにとって最もよいことを第一に考えるものとする。

育ち学ぶ施設の関係者は、課題や不安を抱える子どもに対し、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの主体性を尊重して、生じている課題等の解決を図るとともに、その子どもに適した育ち学びの環境を提供することに努めなければならないこと。

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自身の抱える課題や不安、日常的に困っていること等について気軽に相談できる環境の整備に努めなければならないこと。

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対する不当な取扱いが生じないよう予防に努めるとともに、子どもに対する不当な取扱いが判明した場合、市その他関係機関と協力して、早期に対応しなければならないこと。

解説

ここでは、育ち学ぶ施設における子どもの権利の保障について規定しています。

例えば学校は、子どもの学ぶ権利を保障する場であるだけでなく、子どもが生活の大部分を過ごす場であり、子どもが家族以外の他者と接する起点となる場です。

そこに従事される教職員をはじめ、育ち学ぶ施設の関係者においては、子どもの主体的な権利を保障するよう、向き合うことが求められます。

また、子どもの育ちと学びを支えるにあたり、子どもの成長・発達や個性が一人として同じでないことを踏まえ、子ども一人ひとりに配慮し、特に課題や不安の解消を求める子どもの存在があった際は、本人の主体性に寄り添いながら、必要な環境を整備していくことが肝要となります。

さらに、子どもへのヒアリングにおいては、育ち学ぶ施設において相談できる場所が充実している旨の声が多くありました。子どもの主体性に寄り添うことができる環境という主旨も踏まえ、子どもから声をあげられる場のひとつとして、相談環境の整備に努めることについて規定しています。

地域における権利の保障（第 11 条関連）

市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として、子どもの意見や活動を尊重し、対話をもって支えるものとする。

市民及び事業者は、地域の中で子どもが安心かつ安全に過ごすことができるよう、見守り支えるものとする。

解説

ここでは、地域における子どもの権利の保障について規定しています。

子どもの健やかな成長には、子どもも地域社会の一員として関わり、大人は子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止め、寄り添いながら子どもの成長を支えることが大切です。

不当な取扱いの禁止（第 12 条関連）

何人も、子どもに対する不当な取扱いを行ってはならない。

何人も、子どもに対する不当な取扱いを発見したときは、速やかに市や関係機関等へ連絡しなければならない。

解説

ここでは、子どもに対する虐待、体罰、いじめ等の不当な取扱いの禁止について、また、発見した際における連絡について規定しています。

関係機関とは、児童相談所や警察所、病院、あるいはオンブズマン等を想定しています。

子どもの権利を保障するための市の役割について規定

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

■子どもにやさしいまちづくりとは（ユニセフHP参照）

・子どもの参画	子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと
・子どもにやさしい法的枠組み	子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること
・都市全体に子どもの権利を保障する施策	条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること
・子どもの権利部門または調整機構	子どもたちの将来を見据えて、自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること
・子どもへの影響評価	子どもに関わる法律や施策、事業について実施前・中・後に子どもへの影響を評価する制度を保障されること
・子どもに関する予算	子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること
・子どもの報告書の定期的発行	子どもたちと子どもの権利についての実状について十分なモニタリングとデータ収取が保障されること
・子どもの権利の広報	大人や子どもの間に子どもの権利について気付くことを保障すること
・子どものための独自の活動	子どもオンブズマンなど、子どもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体を支援すること
・当該自治体にとって特有の項目	人口、産業形態、地理的状况など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取組みを推進すること

子どもの意見が尊重される環境の整備（第 13 条関連）

市は、子どもが自分の考えや気持ちを表明することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

市は、施策を実施するにあたり、子どもの意見を聞くとともに、その意見については、子どもの成長や発達、個性を踏まえて尊重し、子どもにとって最もよいことを第一に考えて反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者に対し、子どもが自分の考えや気持ちを表明する機会や環境を整備できるよう働きかけるとともに、これを積極的に支援し、また連携するよう努めるものとする。

解説

ここでは、国立市が、大人が子どもの意見に耳を傾け、尊重する環境づくりについて規定しています。

こども基本法第 11 条においては、「地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

市としては、子どもの意見を聴取する場が「子ども施策」に限定する考え方ではなく、施策全体に対し、可能な限りにおいて子どもの声を聴取し、反映に努めていくことのできる仕組みがあることが重要であると考えています。

子どもが相談できる環境の整備（第 14 条関連）

市は、子どもが自身の抱える課題や不安、日常的に困っていること等について気軽に相談できる環境を整備しなければならないこと。

市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者に対し、子どもが自身の抱える課題や不安、日常的に困っていること等について気軽に相談できる環境を整備するよう働きかけるとともに、これを積極的に支援し、また連携するよう努めるものとする。

解説

ここでは、市として子どもが気軽に相談できる環境をつくる責務を担うことを規定しています。

第 5 章においては、権利侵害からの救済をするオンブズマンについて規定をしておりますが、子どもの不安や悩みに寄り添い、そこから救いの手を差し伸べるのはオンブズマンに限られたことではありません。

全ての大人、あるいは市において、子どもたちに寄り添う環境を整備することにより、子どもたちの想いが支援の手からこぼれ落ちることのないまちとしていくことを考えています。

子どもの権利についての周知と学び（第15条関連）

市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者に対し、本条例及び子どもの権利について知らせるとともに、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう努めなければならないこと。

解説

ここでは、市として子どもの権利の周知、また、理解促進のための学びの機会を整える責務を担うことを規定しています。

令和5年度に、就学前・低学年保護者及び子ども（小5、中2、高2相当）に対して実施した調査において「児童の権利に関する条約」の認知度について質問したところ、保護者・子どもどちらも約40%の方が、条約の名称は知っているが中身は知らない、という結果でした。

子どもの権利については、その内容や構造について広く認知・理解されるようにすることが大切です。このことは、子どもへのヒアリングにおいて、子どもから大人に対し求められていることの一つでもあります。

国立市子どもの権利の日（第16条関連）

市は、国立市に広く子どもの権利の理解と関心を深め、子どもにとってやさしいまちづくりを推進するため、国立市子どもの権利の日を設けること。

国立市子どもの権利の日は、11月20日とすること。

解説

ここでは、子どもの権利の理解と関心を深めるため、国立市子どもの権利の日を設けることについて規定しています。

国立市子どもの権利の日は国際連合総会において子どもの権利条約が採択された11月20日を候補とします。

子育て家庭への支援（第17条関連）

市は、保護者に対し、安心して監護・養育し、もって保護者が子どもの権利を保障できるよう支援するものとする。

市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者において、保護者に対し、安心して養育するための支援を行う場合は、これに協力するよう努めるものとする。

解説

ここでは、市が、子育て家庭全般に必要な支援をしなければならないことを規定しています。

子どもの権利が子どもの生活の中心である家庭において保障されるためには、保護者が子どもに寄り添って監護・養育することが不可欠となります。その意味で、保護者が安心して子どもに寄り添うことができるための支援とは、子どものために必要な支援であると考えます。

なおこの規定は、市が家庭にみだりに介入することを指すのではなく、保護者の監護・養育を尊重しながら、子どもの権利保障の観点で必要な支援を行っていくことを示しています。

配慮が必要な子ども・家庭への支援（第18条関連）

市は、特に配慮が必要な子どもの把握に努めるとともに、その存在を確認した場合は、当該子どもとその家庭の状況を把握し、関係機関等と連携・協力し、適切な支援をしなければならないこと。

解説

ここでは、市として、しょうがいや虐待、ひとり親世帯や外国籍の世帯などを理由に、特に配慮が必要な子ども等の存在を確認した場合において、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携して支援する責務について規定しています。

乳幼児期から豊かな学びを受ける環境の向上（第19条関連）

市は、個々の子どもの主体性を尊重するとともに、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を保障し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ施設と協力して学びの環境を整備するよう努めるものとする。

市は、子どもが成長・発達の過程、及び、その後の生涯において、複雑多様化した課題を乗り越えていくことができるよう、育ち学ぶ施設及び事業者と協力して子どもが幼児期から自己肯定感や主体性を育むことができる環境を整備するよう努めるものとする。

解説

ここでは、市が、全ての子どもの学ぶ権利の保障、また、幼児教育の推進に努めることを規定しています。

幼児期からの学びは、全ての子どもが自分の持つ可能性を大切にしながら社会において幸せに生きていくためにとても大切なものです。子どもの豊かな成長には、成功体験（自信が持てる）、挑戦の機会、他者と共感・尊重し合う経験を得る機会、更に自然や生き物と触れ合うことによる命の尊さなどを体感することなど、積み重ねられるような個の発達にあった学びの環境で育つことが欠かせないものと考えます。

市は、保育園・幼稚園をはじめ、地域子育て支援拠点や市民活動等、あるいは各家庭においてその主旨やノウハウを共に考え学びの環境の向上を目指します。国立市が進める幼児教育推進事業もその取組みの柱と考えます。

子どもの居場所づくりの推進（第20条関連）

市は、市民、育ち学ぶ施設、事業者及び関係機関等と連携・協力し、全ての子どもが自分にとって大切となる多様な経験や、様々な世代の人々との触れ合い、自然と親しむことができる居場所、あるいは、何もしなくてよい、ほっとできる居場所など、子どもの豊かな育ちに繋がる居場所づくりに努めるものとする。

市は、前項に基づく居場所づくりを行うにあたっては、子どもの考えや気持ちを聞くとともに、その意見については、子どもの成長や発達、個性を踏まえて尊重し、子どもにとって最もよいことを第一に考えて反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

解説

ここでは、子どもの居場所について、市は地域や関係機関と連携して構築していくことを規定しています。

居場所については、家、学校等のほか、子どもが自分らしく過ごす・活動することのできる場所、近年は「サードプレイス」という呼称で子どもの権利保障における必要性が高まっています。

こども家庭庁が令和5年12月22日に発出した「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、子どもの居場所の必要性について「人間は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素」と書かれています。

このことを踏まえると、居場所とは、子どもが自身の存在あるいは主体性を肯定して生き、育つためになければならないものであると考えられます。

市として、こうした居場所の構築に努めていくとともに、その構築にあたっては、子どもの想いに寄り添い、その想いを最善の利益に基づいて反映していくことが大切だと考えています。

不当な取扱いに対する取組み（第21条関連）

市は、関係機関と協力し、子どもに対する不当な取扱いの予防と早期発見に取り組むものとする。

市又は関係機関は、不当な取扱いを受けた子どもに接するにあたっては、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの意思を尊重するよう努めなければならないこと。

市は、不当な取扱いを受けた子どもを速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な対応を行うものとする。

市、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、いじめや犯罪に巻き込まれた子どもが再びいじめや犯罪にかかわることのないよう、それぞれの子どもの背景に留意しつつ、問題の解決に必要な取組みに努めるものとする。

解説

ここでは、虐待・体罰・いじめ等不当な取扱いに対する市の役割について規定しています。

市は、虐待等の予防と早期発見、また救済を行う役割があります。また、児童虐待の防止等に関する法律において、市民等は虐待等について通告義務があり、市はこの通告を受けて早期に対応することが求められています。このことについて、第3章の「不当な取扱いの禁止（第12条関連）」と合わせて市としての役割を本項目に記載するものです。

また市としていじめ防止については「いじめ防止対策推進法」（「いじめ防止対策推進条例」）に、再犯防止については「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づいて対応するところとなります。

犯罪等に巻き込まれた子どもへの対応については、被害にあった子どもはもちろん、加害者についても、その子どもの想いや背景を踏まえながら、その子どもの権利を尊重した対応に努めることが求められます。

有害又は危険な環境からの保護（第22条関連）

市、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもが家庭や地域社会の中で健やかに育つため、子どもの成長・発達に明らかに危害があると判明している環境汚染や、子どもの人格形成に有害であると法律等で認められている情報などから子どもを守るとともに、子どもたちが自ら先の環境汚染や情報などから身を守るために必要な情報の提供に努めるものとする

解説

ここでは、市等が子ども育つ環境においては、その成長や発達に応じて大人が有害または危険な環境汚染等から守らなければならないことを規定しています。

有害または危険な環境、という言葉について、その範囲を曖昧にすると、様々な解釈がされるところとなり、これにより本来子どもの権利として保障されるべき事案が、大人の主観による有害性等を理由に制限されかねない可能性をはらんでいます。

子どもの生きる権利・育つ権利が侵害されることのないよう、あくまで、成長・発達において有害性が明確化されている事柄から守ることを示しています。

なお、本項目においては、守ることに加え、子どもが自ら守ることができるよう必要な情報の提供等に努めることを規定しています。

第5章 権利侵害の相談・救済

子どもの権利が侵害されたときに
救済する仕組みとしてのオンブズマン 等について規定

権利侵害の相談・救済（第23条関連）

子どもは、国立市子どもの人権オンブズマンに権利侵害について相談し、または権利侵害からの救済を求めることができること。

市は、国立市子どもの人権オンブズマンとの連携・協力を努めるものとする
こと。

解説

ここでは、子どもの権利侵害の相談・救済について規定しています。

市は、子どもからの相談、権利侵害における救済のため、第三者機関としての国立市人権オンブズマンを設置しています。詳細については、「国立市総合オンブズマン条例」第5章（国立市子どもの人権オンブズマン）に規定するとおりとなります。

ただし、先にも記載した通り、子どもを救う存在がオンブズマンに限定されるものではありません。市や大人の役割を通じて、幾層にもかけて子どもの権利を保障する環境が整備されるべきところと考えています。

そうした考えを踏まえ、市とオンブズマンの連携についても併せて規定しています。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

子どもの権利を保障する施策の推進のための
計画策定について規定

子どもに関する施策の推進と検証（第24条関連）

市は、本条例に基づき、市内において子どもの権利が保障されているかについて、子どもをはじめ市民の意見を聴いて検証するものとする。

市長は、やさしいまちづくりを推進するための計画（以下、「計画」という。）を策定するものとする。

前項の計画の策定・実施・評価に当たっては、国立市子ども総合計画審議会条例に規定する「国立市子ども総合計画審議会」にはかるとともに、子どもをはじめ市民の意見を聴き、当該意見について、子どもの成長や発達、個性を踏まえて尊重し、子どもにとって最もよいことを第一に考えて反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

解説

ここでは、子どもの権利が保障されているかを検証すること、その検証にあつては、子ども等の意見を踏まえていくこと、さらに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、計画を策定することについて規定しています。

本項目で記載する計画とは、国立市子ども総合計画を想定しています。

当該計画は市の子どもの施策について総合的・体系的に推進するために策定しているものです。子どもに関する施策とは、すべからく、子どもの権利保障につながるものと考えています。

計画の策定・実施・評価にあつても、子ども等の意見を聴くとともに、最善の利益に基づいて反映する措置を講じていくことについて規定しています。

